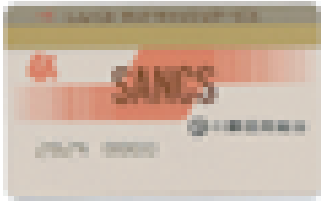


不正払い戻しの補償について



当組合では、万一、個人のお客様が偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）の不正な払い戻しの被害に遭われた場合に補償基準等に基づき補償致します。

■ 補償基準について（預金等の不正払い戻し被害補償）

		偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害	盗難通帳（証書）被害
補償基準	お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。		
	お客さまに過失があった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	原則として当組合所定の補償割合により補償させていただきます。
	お客さまに故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。		
補償のためにご協力いただく事項		①当組合への速やかな通知 ②当組合への十分な説明 ③お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力	①当組合への速やかな通知 ②当組合への十分な説明 ③警察署への被害届の提出やその他盗難に遭われたことを推察するに足りる事実の確認ができるものを提示	
補償の基礎となるルール		預金者保護法による補償		組合自主ルール

■ お客さまの「重大な過失」「過失」となりうる場合

預金等の不正な払い戻し被害に遭われたときに、お客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全額または一部について補償いたしかねるケースがありますので十分にご注意ください。

	「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合
偽造・盗難 キャッシュカード 被害	<ul style="list-style-type: none"> ①他人に暗証番号を知らせた場合 ②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 ③他人にキャッシュカードを渡した場合※ ④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 <p>※病気が方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。</p>	<p>(1) 次の①または②に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を類推させる書類等（免許証など）とともに携行・保管していた場合 ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 <p>(2) 次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暗証番号の管理 <ul style="list-style-type: none"> ア. 生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合 イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当組合の取引以外で使用する暗証番号として使用していた場合 ②キャッシュカードの管理 <ul style="list-style-type: none"> ア. キャッシュカードを入れたお財布などを第三者に容易に奪われる状態においた場合 イ. 酪酐等、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合 <p>(3) 上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合</p>
盗難通帳（証書） 被害	<ul style="list-style-type: none"> ①他人に通帳（証書）を渡した場合※ ②他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合※ ③その他お客さまに①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 <p>※病気が方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①通帳（証書）を第三者の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合 ②届出印の陰影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管した場合 ③印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合 ④その他お客さまに①～③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

被害に遭われた時の留意すべき事項

- ・盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）被害に対する補償対象は、原則として当組合に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。
- ・お客さまの配偶者、二等親内の親戚、同居の親戚等によってご預金等が引き出された場合や被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合などには、補償をいたしかねる場合があります。